

2024年4月8日

各位

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社
代表取締役会長兼社長 田邊 勝己
(コード番号：3823 東証スタンダード)
問合せ先： 管理部長 小川 鉄男
電話番号：(03) 4405-5460

第15回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、2024年4月8日開催の取締役会において、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム、以下「EVO」といいます。) が保有する第15回新株予約権 (2023年11月29日発行) の譲渡を承認する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由

当社は、2023年10月24日発表「第三者割当による第13回乃至第15回新株予約権及び無担保社債(私募債)の発行並びに新株予約権買取契約の締結に関するお知らせ」のとおり、2023年11月29日を期日として第15回新株予約権を発行いたしました。(※)

当社としては、産業廃棄物中間処理施設を建設するにあたり、世界的な半導体不足の影響で、焼却炉を構成する、それぞれのパーツや機材・機械の発注スケジュールを前倒ししなければ、必要な時にそれらのものが調達できず、結果として建設スケジュールに遅れが生じる可能性があることや、現在の詳細設計段階においてもいくつかの設計変更が生じる可能性があり、設計変更が生じた際にもパーツや機材・機械の発注スケジュールを柔軟に調整できるようにすることが必要になってきています。そのためには新株予約権の早期行使・早期調達が行われること、または借入により調達することが必要と考えております。ただし、当社の現状においては、多額の融資に対する担保提供をすることができないため、金融機関を含む第三者からの借入については現実的ではなく、今回の譲渡先である田邊氏及び星山氏からも借入による資金調達には同意して頂けませんでした。

一方で新株予約権の保有先であるEVOは、これまで(2023年12月1日から2024年4月8日までの間)で行使金額は650百万円であり、このペースで残額1,825百万円を行使していただくためには約11ヶ月を要する計算となります。このような状況のもと産業廃棄物中間処理事業推進のための投下資金の調達が遅れる可能性も考えられます。そこで、当社からEVOに対して早期の行使を打診したところ、以下のような説明を受けたので、当社といたしましては後述のとおり理由で田邊氏、星山氏をEVOに対して新株予約権の譲渡先として推薦いたしました。なお、田邊氏、星山氏の保有方針や行使資金についても、後述のとおり確認しております。

本譲渡承認決議日の前営業日終値は40円であり、本譲渡の対象である第15回新株予約権の行使価額は25円であるものの、当該新株予約権の保有先であるEVOは、行使後短期間での売却を想定しておりますので、現状の株価のみならず、出来高についても留意されており、大量行使後同時に大量売却をすれば、株価は下落し、結果行使ができなくなることを懸念しています。EVOは市場価格、出来高にできる限り配慮し、一般投資家の利益を損なわないように、市場の状況に応じた一定の規模で行使すると説明を受けています。

上記の理由により、現状の当社の株価では新株予約権を早々にすべて行使できない旨の報告を受けております。2024年4月8日付で、EVOが引き受けた第15回新株予約権330,000個の全てを当社代表取締役会長兼社長の田邊勝己氏及び星山和彦氏（以下「譲渡先」といいます。）に対し譲渡することについて、承認依頼がありました。EVOとの窓口であるEVOLUTION JAPAN証券様からは、田邊氏、星山氏を譲渡先とすることについて、当社の推薦があったために譲渡承認請求をする判断をしたものであると伺っております。

今回の新株予約権譲渡につきまして、譲渡先の田邊氏におきましては当社代表取締役会長兼社長であることから、当社の企業価値及び株式価値向上を目指す安定株主となり、産業廃棄物中間処理施設の建設を早期に進めることが、当社の業績回復に寄与することになるとご理解を頂いており、産業廃棄物中間処理施設建設のための資金を安定的に供給を受けることに同意して頂いており、本新株予約権を行使し、交付を受けることとなる当社普通株式については、一定程度の割合を長期保有する方針であることを確認しております。

田邊氏の権利行使に際して必要な払込原資に関しては、自己資金により調達すると聞いております。財産については、田邊氏から預金通帳の写しを受領して確認しております。なお、田邊氏からは、当該自己資金に加えてできる限り追加の自己資金で行使する方針であるものの、新株予約権の行使により取得する株式の一部を売却することにより行使資金に充てる可能性がある旨を確認しており、2024年4月8日時点で財産確認として問題ないと判断しました。なお、新株予約権の行使については、宇部整環リサイクルセンターの焼却炉運営事業に関して、必要資金を早期に予約権行使により拠出したのちは、上述のとおり一部の売却は行うものの、一定割合以上を長期に保有する方針であると表明頂いております。

星山氏は、長年公認会計士として上場企業の監査や経営アドバイスをされており、当社代表取締役会長兼社長の田邊勝己とは、長年の知己の仲でありました。その中で、今回の産業廃棄物中間処理施設の建設についての資金調達についてご相談したところ、資金調達を早期に進めることが、当社の業績回復に寄与することになるとご理解を頂きました。その上で、今回の新株予約権譲渡についてご相談したところ、宇部整環リサイクルセンターの焼却炉運営事業に関して、当社の考えている将来の我が国の産業廃棄物事業のあり方、地球温暖化対策、山口県の活性化、災害時の焼却炉事業者のあり方など広範に議論した結果、当社の考え方に賛同していただきました。また新株予約権の行使に当たっても、第三者からの借入などに依存せず、自己資金にて行う旨をご表明いただき、その存在についてもエビデンスを頂戴しております。

星山氏に、当社の株主になった場合の保有方針についてのご意見を求めたところ、焼却炉建設の一助となる資金を早期に行使して拠出したのちは、予約権行使時に発生する納税義務を果たす程度の売却は行うが、長期保有していきたい、とご表明いただいております。

なお、星山氏からは本新株予約権を行使し、交付を受けることとなる当社普通株式については、一定程度の割合を長期保有する方針であるとの見解を頂いております。

星山氏の権利行使に際して必要な払込原資に関しては、自己資金により調達すると聞いております。財産については、星山氏から預金通帳の写しを受領して確認し、2024年4月8日時点で財産確認として問題ないと判断しました。

反社会的勢力であるか否か、もしくは反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者機関であるレストルジャパン21株式会社（東京都千代田区岩本町1-6-7、代表者 石井健）に調査を依頼し、譲渡先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

当社としては、譲渡先に本新株予約権が譲渡されることで、より確実に新株予約権が行使され、資金調達の蓋然性が高まることに賛同し、また、産業廃棄物中間処理施設の建設を進めていく事に適うものと判断して譲渡の承認に至ったものであります。

（※）2024年4月8日時点の行使状況は、第13回新株予約権が2,600万株行使されており、第14回、第15回新株予約権は未行使であります。

2. 新株予約権の譲渡内容

- (1) 譲渡先 ①田邊 勝己
②星山 和彦
- (2) 譲渡承認日 2024年4月8日
- (3) 譲渡日 2024年4月8日(予定)
- (4) 譲渡個数 ①田邊 勝己 264,000個(新株予約権1個につき100株)
②星山 和彦 66,000個(新株予約権1個につき100株)
- (5) 譲渡金額 ①田邊 勝己 2,640円(新株予約権1個につき0.01円)
②星山 和彦 660円(新株予約権1個につき0.01円)

※ 本件譲渡による当該新株予約権の行使条件及び発行要項に変更事項はありません。

3. 譲渡先の概要

① 田邊 勝己

①氏名	田邊 勝己
②住所	鳥取県境港市
③職業の内容	弁護士法人カイロス総合法律事務所 代表社員、弁護士 (所在地：東京都千代田区平河町一丁目1番1号平河町コート5階 業務内容：法律事務所)
④上場会社と当該個人との関係	当社の筆頭株主及び代表取締役会長兼社長であります。 当社普通株式1,593,500株(2024年2月29日現在の発行済株式数に対して3.11%)を所有しています

② 星山 和彦

①氏名	星山 和彦
②住所	東京都港区
③職業の内容	公認会計士
④上場会社と当該個人との関係	該当事項はありません。

4. 今後の見通し

当該新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

当社第15回新株予約権の概要

- ① 新株予約権の発行日 2023年11月29日
- ② 発行した新株予約権の総数 330,000個(新株予約権1個当たり100株)
- ③ 発行した新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 33,000,000株
- ④ 発行価額 総額3,300円(新株予約権1個当たり0.01円)
- ⑤ 行使価額 1株当たり25円(固定)
- ⑥ 権利行使期間 2023年11月30日から2028年11月30日

以上